

情報通信審議会 情報通信技術分科会
新世代モバイル通信システム委員会（第17回）

－ 議事概要 －

1 日時

令和2年6月1日（月）15:05～16:14

2 場所

WEB 会議

3 出席者（敬称略）

（1）委員等

森川 博之（主査）、三瓶 政一（主査代理）、江村 克己、岩浪 剛太、内田 信行、
江坂 忠晴、大岸 裕子、大谷 和子、岡 敦子、河東 晴子、小西 聡、
高田 潤一、藤本 正代、藤原 洋、町田 奈穂、松井 房樹、水野 晋吾、
三好 みどり

（2）オブザーバ

新 博行（株式会社 NTT ドコモ）、上村 治（ソフトバンク株式会社）、
武田 一樹（クアルコムジャパン合同会社）、
中村 光則（阪神電気鉄道株式会社）、浜本 雅樹（株式会社 NTT ドコモ）

（3）総務省

松井 俊弘（国際戦略局技術政策課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
片桐 広逸（基幹・衛星移動通信課長）、荻原 直彦（移動通信課長）、
田中 博（移動通信課企画官）、
五十嵐 大和（移動通信課新世代移動通信システム推進室長）、
大野 誠司（移動通信課課長補佐）、大塚 恵理（移動通信課課長補佐）、
下地 剛司（移動通信課第二技術係長）、宇野 裕太郎（移動通信課システム企画係長）

4 議題

事務局より、参考資料 17-1（新世代モバイル通信システム委員会 構成員一覧）について
5月の発令による専門委員の変更が報告された。

（1）ローカル5G検討作業班の検討結果とりまとめについて

三瓶主査代理（ローカル5G検討作業班主任）より、ローカル5G検討作業班での検
討について、資料 17-1（委員会報告概要（案））及び資料 17-2（委員会報告（案））につ
いて説明がなされた。また、以下の意見交換があった。

岩浪専門委員：資料 17-1 の 5 頁について、ローカル 5 G のユースケースが記載されているが、例えば商店街などを考えた時に、地域利用の観光では「敷地外屋外」が「可」と書かれている一方で、産業利用の商業では「敷地外屋外」が「不可」と書かれている。地域の商店街などにローカル 5 G を導入する場合は、どう考えれば良いのか。

三瓶主査代理：商店街の場合、店単位の場合と商店街全体を一つの単位として免許を取得する場合の考え方があり、商店街単位であっても一括でシステムを導入する場合には、申請可能と思われる。

事務局：資料 17-1 の 5 頁のローカル 5 G の主なユースケースは、ローカル 5 G 検討作業班の構成員から提案頂いたユースケースを類型化して例示したものである。岩浪専門委員からご指摘頂いた点について、構成員からの提案が無かっただけで、利用シーンを否定するものでは無いという点を補足したい。

岩浪専門委員：承知した。加えて、コロナ禍による昨今の情勢を考えると、カメラとサーモセンサ等を活用したローカル 5 G のユースケースも想定されるのではないかと。いずれにせよコロナ感染対策ソリューションが例示できるといいと思う。

森川主査：資料 17-1 の 5 頁に関する岩浪専門委員からのご指摘について、この資料だけが公になると、利用シーンがこれだけの様に思えてしまう。その点、事務局で、表現等の工夫をして欲しい。

事務局：承知した。主旨が分かるように見直せればと思う。加えて、先ほどご指摘頂いた商店街が 1 つのシステムを構築するケースは、資料 17-2 の 16 頁（2）に該当すると思われ、今回の制度化の中で検討していきたい。

三瓶主査代理：資料 17-1 の 5 頁の表の中で、産業利用で敷地外屋外が少ないという点は、情報を外部に出したくないというニーズが多いことが背景にあると考える。産業界では自営的な使い方が多く想定されるため、敷地内に閉じたセキュアなネットワークというものにこそ意味があるのではないかと。

松井専門委員：資料 17-1 の 12 頁の干渉検討結果で言っている市区町村とはどういった範囲なのか。過去の市町村合併で、多くの市町村の面積が広域になっている。広域な面積を持つ市町村で一部のエリアが許容干渉電力を超過する場合、その一部に引っ張られて、市町村全域でローカル 5 G の開設が不可となるのか。

事務局：市区町村の範囲は、行政単位を想定している。干渉検討は前提条件に基づく計算結果となるが、制度化に向けては公共業務用無線局の免許人とも調整が必要となる。4.6-4.8GHz は公共業務用無線局と同一周波数帯の関係となっており、ある程度厳しい条件とならざるを得ない状況。

上村氏：先月、総務省にて報道発表が行われているが、周波数再編アクションプランの変更により、4.8-4.9GHz の割当て先が全国携帯電話事業者からローカル 5 G に変更されたと認識している。新型コロナウイルスの影響により、人々の生活スタイルが急激に変化し、モバイル通信業界も大きく影響を受けている。今となっ

てはライフラインと言っても過言ではないモバイル通信ネットワークについては、こういった状況であっても快適な状態で維持していく必要がある。海外ではロックダウンの状況において、臨時的な周波数割当等が行われた。今回、4.8-4.9GHz が全国携帯電話事業者からローカル5G向けの周波数となったことは仕方無いが、5G時代における今後のトラフィック増や異常事態におけるインフラ維持、ライフスタイルの変動に備える長期的な展望を持って、全国携帯電話事業者への周波数割当についてご配慮頂き、4.9-5.0GHz の割り当てについては、スムーズな割り当てに向けて、万全に進めて頂きたい。

河東専門委員：資料17-1の7頁、自己土地利用で公道を挟む場合、公道を自己土地利用として扱うとの考え方について、自己土地が、飛び地になっている場合やまだらになっている場合は、どう考えれば良いのか。

事務局：資料17-1には、1例として大学を挙げているが、基本的な考え方は資料17-2の16頁(1)に記載されており、飛び地の場合は、どの程度の飛び地なのか、周辺に整理できるのか、別の者が開設する可能性が無いのか、などによって変わると考えている。

河東専門委員：例えば東京大学の駒場キャンパスは、第1キャンパスと第2キャンパスの間に、民家があるので、そこで自己土地利用できるのかと疑問に思った。

事務局：個別の事例については詳細を確認する必要があるが、一般的に別の者が開設する可能性が低い場合は、ある程度一体的にエリア化できるという考え方を導入できればと思っている。

藤本専門委員：資料17-2の7頁や9頁に医療・教育・産業分野のセキュリティについて記載されているが、全体的にローカル5Gでは、利用シーンに応じたセキュリティ確保が必要になってくると思うので、その点追記頂きたい。

事務局：ご指摘頂いた点について、報告(案)に追記致します。

大谷専門委員：他のシステムとの共用条件によっては、置局場所の選定など、ローカル5Gの設置計画の策定などが難しくなるのでは無いか。制度整備とともに、支援体制など整うのか。

三瓶主査代理：ローカル5Gのエリアは、基本的に自己土地が優先される。そのため、設置計画を作る際は、自己土地に該当するかという観点で設置計画や干渉の有無等を検討すれば良い。

大谷専門委員：屋外利用で干渉の可能性がある場合、サイトエンジニアリングなどの干渉軽減対策に関して専門家のアドバイスや支援を受けられるように、事務局含め検討をお願いしたい。

事務局：公共業務との共用条件に関して、どの市区町村が該当するのか等について、制度化の中で明確化されるよう検討を進めていきたい。

大岸専門委員：コロナ影響下において、ますますICTは有効なインフラであることが身に染みており、ローカル5Gには施設やイベントなどにおける有効利用が期待されると思う。干渉が問題になりそうな様々なケースを想定し、細かな決ま

りを作ることは必要だが、それがために現実では干渉の影響がない場所、例えば壁や天井に囲まれた建物内においても、調査や手続きや提出資料が増えてしまい、「始める」までのハードルが上がるとしたら、それは本来の趣旨ではないので、簡単でいい場所では簡単であってほしいと考える。

森川主査：ローカル5Gは新規事業的な位置づけと認識しており、将来の展開については、どうなるか分からない。ローカル5Gが順調に展開していき、新しい価値創造に繋がっていくことに期待しているが、残念ながらそうならなかった場合は、周波数の利用効率の最大化のために周波数割当を再検討するなど、時代の流れを見ながら判断頂きたい。

(2) その他

前回会合から日が空いたため、事務局より、参考資料17-2(第16回からの出来事)について技術検討作業班の検討等の前回会合から今回会合に至るまでの出来事の概要が報告された。特段質疑はなかった。

森川主査より、ローカル5Gに関する委員会報告概要(案)及び委員会報告(案)に対する修正意見の提出は6月1日(月)中とし、意見募集は6月3日(水)～6月26日(金)の間行う予定との案内があった。

事務局より、次回会合は6月末頃の開催を予定しているが、日時や開催形態等の詳細については確定次第、別途連絡する旨案内があった。

以上